

市からの 連絡帳

税・届け出 今年度の納期

今年度の市・都民税、固定資産税・都市計画税などの納期は、下表のとおりです。納税には便利な口座振替をご利用ください。

納期限を過ぎると、延滞金の加算や差し押さえなどの滞納処分を受けることがあります。納期内の納税にご協力ください。お困りの事情がある方はご相談ください。

当初納税通知書でコンビニ納付やページー納付、クレジットカード納付が可能です。

1期	5月	固定資産税・都市計画税 軽自動車税
	6月	市・都民税(普通徴収)
2期	7月	固定資産税・都市計画税
	8月	市・都民税(普通徴収)
3期	10月	市・都民税(普通徴収)
	12月	固定資産税・都市計画税
4期	1月	市・都民税(普通徴収)
	2月	固定資産税・都市計画税

※納期限日は各納期月の末日(12月は25日)

※納期限日が(土)・(日)・(祝)など金融機関休業日の場合は、翌営業日に繰り延べ
※口座振替の申込は、下記へお問い合わせください。

▶納税課 ☎ 042-460-9831

市税納付を口座振替に ～夜間と休日に期間限定窓口を開設～

ページー口座振替受付サービスは、金融機関のキャッシュカードを専用端末に通すことで口座振替をお申し込みいただけるサービスです。

固定資産税・都市計画税と軽自動車税の今年度の納税通知書発送に伴い、ページー口座振替登録のため、夜間と休日に期間限定窓口を開設します。この機会に大変便利な口座振替登録をしてみませんか。今回の登録で今年度第1期からの口座振替が間に合います。

☑ 固定資産税・都市計画税、軽自動車税、市民税・都民税(普通徴収)、国

民健康保険料
□利用可能な金融機関
●銀行…みずほ・三菱UFJ・三井住友・りそな・きらぼし・ゆうちょ
●信用金庫…東京三協・西京・西武・東京・多摩
●その他…中央労働金庫
時 ● 5月13日(月)～17日(金)午後8時^{まで}
● 18日(土)午前9時～午後3時
場 納税課(田無庁舎4階)
持 キャッシュカード(暗証番号)・申請者の本人確認書類・今年度の納税通知書
※法人カード・代理人(家族)カードなど、一部取り扱いできないカードあり
▶納税課 ☎ 042-460-9831

市税・国民健康保険料の 休日納付相談窓口

時 5月11日(土)・12日(日)午前9時～午後4時
場 いずれも田無庁舎^{のみ}
●市税・納税課(4階)
●国民健康保険料…保険年金課(2階)
☑ 市税・国民健康保険料の納付および相談、納付書の再発行^{など}
▶納税課 ☎ 042-460-9832
▶保険年金課 ☎ 042-460-9824

印鑑登録の手続き

☑ 市内に住民登録がある満15歳以上の方
持 登録する印・来庁者の本人確認書類(運転免許証・保険証^{など})
※代理人による申請は、委任状(登録する印の押印があるもの)が必要
¥ 300円
□即日登録 本人による申請で次のいずれかに当てはまる場合は、即日登録でき、証明書の交付が受けられます。
①官公署が発行した顔写真の貼付がある証明書などに加え、もう1点本人確認のできるもの(保険証^{など})がある。
②登録申請者が本人であることを保証されている…本市で既に印鑑登録をしている方が、申請書の保証書欄に署名・押印(登録済みの印)・印鑑登録番号の記入をすれば、保証人になれます。
※市民以外の方でも、都内在住であれば保証人になれます(印鑑登録証明書要添付)。
□照会登録 上記①・②の本人確認ができない場合や代理人が申請する場合は、即日登録できません。申請後、本

人宛てに照会書を郵送します。照会書が届いたら、窓口にお持ちください。
◆印鑑登録証明書の請求
□窓口 印鑑登録証(市民カード)を提示して申請します。代理人申請の場合でも委任状は必要ありません。
□証明書コンビニ交付サービス
利用者証明用電子証明書が搭載されているマイナンバーカードをお持ちの場合は、コンビニ交付に対応したコンビニエンスストアのマルチコピー機で、窓口より100円安く証明書が取得できます。
▶市民課 ☎ 042-460-9820
☎ 042-438-4020

退職時には国民年金への 切り替え手続きが必要です

退職により厚生年金を脱退した方やその方の扶養になっていた配偶者(第3号被保険者)のうち、国内に住所がある20歳以上60歳未満の方は、国民年金第1号被保険者への切り替え手続きが必要です。
場 保険年金課(田無庁舎2階)・市民課(保谷庁舎1階)・出張所
持 ●年金手帳(基礎年金番号が確認できるもの)またはマイナンバーカード(もしくは通知カードと本人確認書類)
●退職日の記載がある書類(雇用保険被保険者離職票・退職証明書・辞令^{など})
※退職の翌日から厚生年金に加入する場合や厚生年金加入中の配偶者の扶養になる場合は、市役所での手続きは不要
☑ 武蔵野年金事務所
☎ 0422-56-1411(ナビダイヤル)
▶保険年金課 ☎ 042-460-9825

福祉

東京都身体障害者補助犬給付事業 身体障害者補助犬の給付申請を 受付します(盲導犬のみ)

☑ ●都内に1年以上居住する満18歳以上の在宅の身体障害者 ●視覚障害1級の方 ●世帯全体に係る所得税課税額の月平均額が7万7,000円未満の方
□後期申請期限 6月21日(金)^{まで}
※事前に訓練事業者に補助犬の給付相談が必要です。
※詳細は下記へお問い合わせください。
▶障害福祉課 ☎ 042-438-4033
FAX 042-423-4321



暮らし

わが家の耐震診断をしよう

建物の設計図を基に簡易耐震診断を行い、指導・助言などをします。
時・場 5月11日(土)午前9時30分～午後0時30分・田無庁舎1階
☑ 市内の地上2階建て以下の木造一戸建てで、自ら所有し居住している住宅
※原則、昭和56年5月31日以前の建築
定 8人(申込順) ※1人40分程度
申 5月8日(水)までに、電話で下記へ
□相談員 住みよい町をつくる会
▶住宅課 ☎ 042-438-4052

選挙

郵便などによる不在者投票

7月に参議院議員選挙が予定されています。
身体障害者手帳・戦傷病者手帳・介護保険被保険者証をお持ちで、次の表のいずれかに該当し「郵便等投票証明書」の交付を受けている方は、自宅などで郵便などによる不在者投票ができます。ご希望の方でまだ証明書の交付を受けていない方は、選挙管理委員会に申請してください。

区分	障害などの程度	
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1級または2級
	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1級または3級
	免疫、肝臓	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症～第2項症
	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証	要介護5	

□郵便等投票の代理記載制度
郵便等投票ができる方のうち、次の表のいずれかに該当し、自ら投票の記載をすることができない方は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た方に代理記載をしてもらうことができます。

区分	障害などの程度	
身体障害者手帳	上肢、視覚	1級
戦傷病者手帳		特別項症～第2項症

▶選挙管理委員会事務局 ☎ 042-438-4090

児童育成手当(育成手当・障害手当)の新規申請を～6月が年度更新月です～

現在手当を受給していない方で支給要件に当てはまる方は、新規申請手続きが必要です。所得・扶養人数などに変更があり、新年度から該当すると思われる方は、5月中旬に申請してください。手当の支給は申請の翌月からです。所得が一定額以上の場合、手当は支給されません(表1参照)。 ▶子育て支援課 ☎ 042-460-9840

- ◆育成手当
☑ 父・母が婚姻を解消または同様の状態などにある、18歳に達してから最初の3月31日までの児童を扶養している方
※受給者が事実婚状態にある場合などは対象外。詳細はお問い合わせください。
□支給金額 月額13,500円(児童1人当たり)
□所得制限 表1参照
□必要書類 表2参照(後日提出可)
- ◆障害手当
☑ 愛の手帳1～3度程度、身体障害者手帳1～2級程度または脳性麻痺、進行性筋萎縮症の障害がある20歳未満の児童を扶養している方
□支給金額 月額15,500円(児童1人当たり)
□所得制限 表1参照
□必要書類 表2参照(後日提出可)

表1 令和元年度所得制限額表(平成30年中の所得額)

扶養人数	限度額
0人	360万4,000円
1人	398万4,000円
2人	436万4,000円
3人	474万4,000円

以降1人増すごとに38万円加算

表2 申請に必要なもの

必要なもの	育成手当	障害手当
認め印	○	○
戸籍謄本(申請者および児童のもの)	○	-
申請者等の個人番号(マイナンバー)の分かるものと身分証明書 ^{など}	○	○
申請者名義の預金口座の分かるもの	○	○
身体障害者手帳・愛の手帳(お持ちの方)	-	○
その他(申請者等の状況により住民票・課税証明書・調査書類 ^{など})	○	○